

石山公園「公園利活用の多様化を図るための助成金事業（社会実験）」

市民提案による社会実験のための助成金

【募集要項】

石山公園では、これまでに様々な賑わい創出のためイベント等を実施してきました。今後はより多くの市民、地域で活動を行っている組織、NPO、団体などに多様な利活用の可能性を広げるため、本公園での新たな取組を募集し、趣旨に該当するものについて岡山市が主催する「石山公園活用検討会」と共催企画として事業に対して助成を行います。

1. 対象となる取り組み

以下の内容・期間中に行われる石山公園を活用する取り組み。

内容：石山公園が目指すべき「あるべき姿」を基に、今後のモデル・テストケースとなるような園内で行われる公園を活用したイベント、行事、活動など（有償・無償を問わず）

期間：2024年7月1日（月）～2025年1月31日（金）

場所：石山公園、鳥城公園緑地

主催：本助成で行う内容は「石山公園活用検討会共催」となります。

以下の3つのテーマを実施のポイントとして申請書に記載ください。

■石山公園の目指すべきあるべき姿について

①自然と、人が集える街の中心にある公園

地域経済の循環や、観光客の回遊性向上、文化体験の提供など

②街のアイデンティティとしての公園

集いやすい場所、居心地の良さ、住民の誇りとなる公園として

③暮らしに寄り添う公園

自然との調和、周りに住みたくなるなど

※「石山公園の目指すべきあるべき姿」とは石山公園活用検討会にて策定したテーマです。

2. 対象とならない取り組み

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの

(4) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(5) 意見広告又は個人宣伝に関するもの

(6) 個人の名刺広告に類するもの

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

(10) 法律で禁止されている商品、無認可商品又は粗悪品などの不適切な商品若しくはサービスを提供するもの

(11) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

- (1 2) 次に掲げる業種又は事業者に係るもの ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及びこれに類似する業種 イ ギャンブル性を有する業種 ウ 消費者金融 エ 市税を完納していない事業者 オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者 カ 法律に定めのない医療類似行為を行う業種又は事業者 キ 各種法令に違反している業種又は事業者 ク 社会問題を起こしている業種又は事業者
- (1 3) 消費者保護又は青少年の保護の観点から適切でないもの ア 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの (ア) 誇大な表現（誇大広告）であるもの及び根拠のない表示や誤認を招くような表現 (イ) 射幸心を著しくあおる表現 (ウ) 人材募集広告において、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の関係法令を遵守していないもの (エ) 虚偽の内容を表示するもの イ 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの (ア) 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連することにより、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。(イ) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの (ウ) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの (エ) 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの
- (1 4) その他、不相当であると石山公園活用検討会が認めるもの

3. 助成額

- ・ A コース（想定集客人数 100 名以上） 10 万円
- ・ B コース（想定集客人数 100 名未満） 5 万円
- ・ 助成率 10/10

※事業終了後、報告書類を提出していただいた後に助成金額を確定し、交付いたします。収支決算や事業内容に大きな変更や修正が生じている場合や、実際の来場者数と想定来場者数に大きな隔たりがあった場合、内定した金額からの減額、または不交付となる場合があります。

4. 対象者

- ・ 上記の禁止事項に該当しない市民グループ、地域組織、NPO、企業、学校などで、代表者や連絡先など連絡の所在が確かなもの
- ・ 申請にあたり事務局への相談を行ったもの

※以前、石山公園活用検討会からの助成を受けた事業については対象外とします。

5. 募集期間

2024 年 6 月 1 日（土）～2024 年 11 月 30 日（土）

※総額に達し次第、締め切ります。

※申請、審査等に時間がかかるため（1 か月前後）、ご相談のタイミングによりお受けできない場合がございます。

そのため、会期まで余裕をもったご相談（イベント実施予定日の 2 か月前程度）をお願いいたします。

6. 選考方法

(1) 募集受付：随時募集

上記の期間中、随時募集とさせていただきます、助成額が総額に達するまで、随時審査をいたします。なお申請にあたって、まず事務局への相談の上、申請ください。

(2) 第1次審査(書類審査)：提出いただいた申請内容を基に石山公園活用検討会が選考します。

(3) 第2次審査(電話、メール審査)：第1次審査を通過した取り組みについて、石山公園活用検討会が出た意見を事務局が電話またはEメールで確認をし、問題がなければ決定となります。

7. 選考基準

以下の各項目につき評価を行います。

(1) 魅力・オリジナリティ

(2) 石山公園の目指すべきあるべき姿との調和

- ① 自然と、人が集える街の中心にある公園
- ② 街のアイデンティティとしての公園
- ③ 暮らしに寄り添う公園

※上記内容に伴う KPI を設定していただきます。

(3) 事業の持続可能性・発展性、今後の展開

8. 応募書類・方法

所定の応募用紙により申請してください。

申請に際しては事務局担当者の相談が必要です。

応募用紙は、末尾の事務局(NPO 法人 ENNOVA OKAYAMA) までEメールまたは郵送にてお送りください。

応募用紙は、OKAYAMA CULTURE SCOPE (<http://okayama-culturescope.com/>) よりダウンロード可能です。

※公園利用の際、別途北区役所地域整備課へ公園内行為許可申請等が必要となります。また、公園の利用予定についても、北区役所地域整備課に事前にご確認ください。

9. 実施報告

事業の実施後1カ月以内に所定の実施報告書及び実施中の写真5点以上をご提出ください。

実績報告書は、OKAYAMA CULTURE SCOPE (<http://okayama-culturescope.com/>) よりダウンロード可能です。

10. 申請先・お問合せ先

【申請・ご相談・お問合せ先】

石山公園活用検討会(事務局：NPO 法人 ENNOVA OKAYAMA)

〒700-0814 岡山市北区天神町10-16 城下ビル4階

E-mail：info.ishiyama-park@gmail.com

TEL：070-5677-5407(平日/月～金 10:00～17:00)